

外国人技能養成講習について

一般社団法人愛知県自動車整備振興会

当会では、国土交通省作成の外国人技能養成講習実施要領に基づき、外国人技能養成講習を以下のとおり実施いたします。

1. 令和7年度前期(5月)より実施することとし、受講案内を令和7年3月に当会会報誌及びホームページに掲載します。

(1) 受講料金、講習日程、使用する教科書及び教材は、全て2級ガソリン自動車整備士講習と同様とします。

① 受講料金：69,996円(税込)

外国人技能養成講習は人材開発支援助成金の対象となっており、事業者様から愛知労働局へ申請することにより、以下のとおり助成を受けることができます。

・ 受講料金の助成

45%(中小企業以外は30%)

・ 訓練期間中の所定労働時間内の賃金助成

1時間あたり760円(中小企業以外は380円)

※ 中小企業とは、「資本金の総額が5,000万円以下」又は「企業全体で常時雇用する労働者が100人以下」のいずれかに該当する企業となります。

(例) 2級自動車ガソリン整備士講習及び外国人技能養成講習の場合の助成金額

140,800円(中小企業の場合)

75,600円(中小企業以外の場合)

② 講習日程：令和7年5月～9月の間に25日間

③ 受講時間：9時30分～16時30分

④ 講習会場：小牧教育センター及び三河教育センター

受講希望者が1名でも開講いたします。

(2) 受講申込期間は令和7年3月24日(月)～4月4日(金)です。

2. 外国人技能養成講習に受講資格は設けられておりませんが、講習修了後すぐに特定技能2号評価試験を受験していただくため、特定技能2号評価試験の受験資格と同じである、満17歳以上で講習修了日の前日までに認証工場での実務経験3年以上の方を対象といたします。

(1) 実習は、2級ガソリン自動車整備士講習受講者と同時に実施します。

(2) 座学は、2級ガソリン自動車整備士講習受講者とは別の教室にて、特定技能2号評価試験の問題例をベースに、その日の授業内容に合わせた授業を実施します。

3. 外国人技能養成講習の受講途中に特定技能2号評価試験に合格した場合には、受講料の返金はいたしません。